

## 子ども医療費助成制度

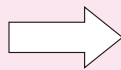
### ～高校生まで医療費を全額助成します～

幌延町では、子育て世帯の経済的な負担を軽減するために、平成28年4月から子ども医療費の助成対象範囲を高校生まで拡大します。

○対象範囲

平成28年3月診療分まで

入院・通院：0歳から中学生



平成28年4月診療分から

入院・通院：0歳から高校生

※助成対象外～予防接種、入院時の食事負担金等のほか保険外診療の費用

○申請期間

・平成28年4月1日から申請受付を開始します。

※申請の内容を審査し、子ども医療費受給者証を交付します。

○申請場所

・問寒別・中間寒・上問寒・雄興地区の方 【問寒別出張所】

・上記地区以外の方 【役場住民生活課税務保険グループ(旧町民課生活環境グループ)窓口】

○申請に必要なもの

・高校生は、在学証明書を提出してください。

※平成28年3月31日まで中学生だったお子さまについては、現在お持ちの子ども医療費受給者証を併せて提出してください。

**問い合わせ先 住民生活課税務保険グループ 電話 5-1115・告知端末機 5-8812(旧町民課生活環境グループ)**

## 平成28年度幌延町奨学生募集内容の一部改正について

幌延町教育委員会では、平成28年度の奨学生を募集しているところですが、この度募集内容が一部改正されましたので、改めてご案内します。改正内容を含めた募集内容については下記のとおりです。

学資の貸付を希望される方は、通学校の学校長と相談のうえ、教育委員会へお申し込みください。

☆募集期間

随時募集を受け付けておりますので、総務学校グループまでご相談ください。

☆貸付額

月額5万円以内

☆貸付資格

申請日現在において幌延町民または、幌延町民の子弟であり、幌延町立の中学校から進学する予定または進学した生徒であること。

☆償還方法

奨学資金は、貸付期間終了の日の属する月の翌月から起算して1年を経過した後、20年以内において町長の定めるところにより償還するものとする。

※所定の学校または教育機関を卒業後、3年以内に幌延町内へ移住して住民票を有し続け、かつ、町内の各種の業務に従事している期間が、貸付期間の2倍(10年を限度とする。)を超えることとなったときは、貸付金の2分の1を免除することができる。ただし、勤務先が町外であっても同様の扱いとする。

☆提出書類

1. 奨学資金貸付申請書
2. 学校長の推薦書、または成績証明書
3. 身上申告書
4. 申請者の住民票抄本
5. 健康診断書

※1～3の用紙については、総務学校グループに備えてあります。

※これらの提出書類以外にも必要な書類を提出していただく場合があります。

**◎詳しくは、幌延町教育委員会総務学校グループまでお問い合わせください。  
(電話 5-1117・告知端末機 5-8817)**

## 平成28年4月から妊婦健康診査通院のための交通費を助成します

妊婦健康診査のため、産科に通院する際の交通費の一部を助成することになりました。

助成の額は通院に要した交通費①公共交通機関(JRまたはバス)の運賃②自家用車の場合は1kmあたり15円で計算した額の1/2に相当する額で、名寄市までの鉄道運賃相当額を上限とします。

ただし、出産前に里帰りした場合など、通院の起点が幌延町でなくなった場合は、助成対象にはなりません。また、町税等を滞納している方は助成の対象にはなりませんので、ご承知ください。

妊婦健康診査の助成と一緒に、保健センターで手続きをしてください。



**問い合わせ先 保健センター 電話・告知端末機 5-1790**